

令和6年度 商店街店舗魅力向上支援事業 実施商店街選定基準

1. 本選定基準について

大阪府商店街店舗魅力向上支援事業を迅速かつ効果的に実施するため、本事業の事務局仕様書（令和6年4月1日付け商業第1003号）別記2に基づき、実施商店街選定基準を定める。

2. 本事業の対象商店街の選定基準

組織的に需要喚起に取り組む意欲が高い商店街等組織のうち、次の（1）から（3）のいずれにも該当する商店街等であること。

- （1）大阪経済の再活性化に向け、商店街等組織による需要喚起に取り組むこと。
- （2）スタンプラリーやポータルサイトでの情報発信など府が実施する魅力発信の取組みに協力すること。
- （3）万博啓発素材（のぼり等）の掲出に協力するなど万博の機運醸成に取り組むこと。

3. 選定にあたっての留意事項

実施商店街の選定にあたっては、特定の団体に加入している商店街等組織に偏ることがないように留意し、商業団体に加入していない商店街等組織も含めて選定すること。

4. 事業実施商店街に求める責務等

- （1）商店街等組織の代表、役員及び組合員が、本事業の取組みに組織的かつ迅速に対応すること。
- （2）本事業の情報発信・成果普及の取組みに積極的に協力すること。
- （3）万博啓発素材（のぼり等）の掲出に協力するなど万博の機運醸成に取り組むこと。
- （4）事業実施中、実施後等のアンケート調査などに積極的に協力すること。
- （5）商店街等組織、商店街内の店舗や来街者に対し、本事業の趣旨の浸透に努めること。
- （6）今後、自主的な需要喚起のさらなる取組みに努めること。